

ING Prestige & Luxury Fund

投資信託説明書
(請求目論見書)
平成24年3月8日

ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンド (追加型投信/内外/株式)

(愛称)
世界のこだわり

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アイエヌジー投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第300号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社



ホームページ

<http://www.ingfunds.co.jp/>



電話番号

03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)



- 「ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンド」の受益権の募集については、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 24 年 3 月 7 日に関東財務局に提出し、平成 24 年 3 月 8 日にその効力が発生しております。
- 「ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	
第 1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針.....	11
3 投資リスク	21
4 手数料等及び税金.....	24
5 運用状況.....	27
第 2 管理及び運営.....	33
第 3 ファンドの経理状況	37
第 4 内国投資信託受益証券事務の概要	49
第三部 委託会社等の情報	50
＜添付書類＞投資信託約款	

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンド

ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンドの愛称として「世界のこだわり」という名称を用いることがあります。以下「当ファンド」といいます。

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者であるアイエヌジー投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行(売出)価額の総額

2,000 億円を上限とします。

(4) 発行(売出)価格

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

なお、午後 3 時までには取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

*本書において、「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における発行済受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

●お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

●委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

(5) 申込手数料

- ① 取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金*あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の 3.15% (税抜き 3.0%) を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

* 取得申込金額とは、1 口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

●お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

- ② 自動けいぞく投資コースによるお申込の場合の収益分配金は自動的に無手数料で再投資されます。
- ③ 販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

(6) 申込単位

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位は、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。

- お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

(7) 申込期間

平成24年3月8日(木)から平成25年3月7日(木)まで(継続申込期間)
(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8) 申込取扱場所

委託会社にお問い合わせになるか、委託会社のホームページでご覧下さい。

- お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

- 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

(9) 払込期日

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。)までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払い込みます。

(10) 払込取扱場所

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 振替機関に関する事項

ファンド受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) その他

- ① 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
- ② 継続申込期間について、申込みの受付は原則として午後 3 時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。また、アムステルダム銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。
- ③ 信託財産の効率的な運用に資するため委託会社が必要と認めるとき、または取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。
- ④ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する<自動けいぞく投資コース>と、収益の分配が行われる毎に収益分配金を受益者に支払う<一般コース>があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、コース名は申込取扱場所により異なる場合があります。
- ⑤ <自動けいぞく投資コース>を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします(以下同じ。)
- ⑥ 申込金額には利息は付きません。
- ⑦ 振替受益権について
ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
(参考)
◆投資信託振替制度とは、
 - ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
 - ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンドは追加型投信／内外／株式に属しています。

追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外／株式とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドに該当する商品分類と属性区分を白抜きで表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回(隔月)	欧州		
債券	年12回(毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産(投資信託証券(株式))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

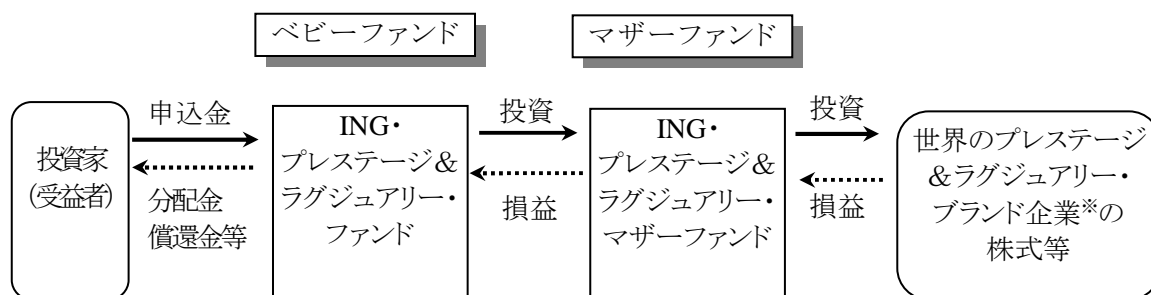
その他資産(投資信託証券(株式))とは、投資信託約款において投資信託証券(当ファンドの場合はING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド)を通じて主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域のグローバル(日本を含む)とは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類、属性区分の定義については社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資することによりその実質的な運用を行う仕組みです。

[ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンドにおける運用の仕組み]



※プレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業とは、世界的に伝統がある高級ブランド商品およびサービスを提供する企業と、通常より高い価格でも購入することをいとわないワンランク・アップの商品およびサービスを提供する企業を言います。(以下同じ。)

※「自動はいぞく投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

<信託金の限度額>

- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を上限として信託金を追加することができます。
- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

- ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に世界的に有名なプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指してポートフォリオを構成します。
- 株式への実質的な投資割合は高位に維持します。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 世界的に伝統がある高級ブランド商品およびサービスを提供する企業と、通常より高い価格でも購入することをいとわないワンランク・アップの商品およびサービスを提供する企業を投資適格銘柄として選定します。
- 外貨建資産にかかる為替リスクについては原則としてヘッジしません。
- ベンチマークは設定いたしません。
- アムステルダム銀行の休業日等を除き、原則としていつでもお買付け・ご換金の申込みができます。
- 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき収益の分配を行います。

(追加的記載事項)

ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンドの3つのポイント

1 人々に愛され続けるプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業の株式に投資します。

歴史を超えて人々に愛され続ける「高級ブランド企業」と、こだわりを満たす「ワンランク・アップのブランド企業」に投資します。
こうした企業は一般的に収益力が高く、さらに今後は新興諸国の富裕化の恩恵を受けると期待されていることから、魅力的な投資対象と考えられています。

2 特定の国や通貨に集中せず、資産の分散投資を行います。

世界のプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業に投資するため、投資通貨が分散されます。
また、プレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業のマーケットは世界中に広がっており、収益機会の分散が期待できます。

3 マザーファンドの運用はアイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.が行います。

1 人々に愛され続けるプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業の株式に投資します。

プレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業とは、世界的に伝統がある高級ブランド商品およびサービスを提供する企業と、通常より高い価格でも購入することをいとわないワンランクアップの商品およびサービスを提供する企業をいいます。

歴史を超えて愛され続けるプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業の代表例

モエ ヘネシー・ルイヴィトン(仏) 概要 多角化した高級ブランド品のコングロマリット <ul style="list-style-type: none"> ● ルイ・ヴィトン ● タグ・ホイヤー ● ジバンシイ ● ヘネシー ● ロエベ ● フェンディ 	フィナンシエール・リシュモン(スイス) 概要 子会社を通じ、カルティエ等の高級宝石類、腕時計等を製造販売 <ul style="list-style-type: none"> ● カルティエ ● モンブラン ● IWC ● クロエ ● ヴァンクリーフ・アーペル 	スウォッチ・グループ(スイス) 概要 オメガ等大手時計メーカーと世界一のムーブメントメーカー <ul style="list-style-type: none"> ● オメガ ● ロンジン ● ラドー ● ティソ ● プレゲ ● スウォッチ 	ティファニー(米) 概要 貴金属と専門品を扱う宝飾品小売業者 <ul style="list-style-type: none"> ● ティファニー
シャングリ・ラ アジア(香港) 概要 アジアを中心にホテルを運営する、高級ホテルチェーン <ul style="list-style-type: none"> ● シャングリ・ラ ホテル ● トレーダーズ ホテル 	ペルノ・リカール(仏) 概要 世界有数のワインおよびリキュール・メーカー <ul style="list-style-type: none"> ● G.H.マム ● ペリエ・ジュエ ● バランタイン ● シーバス 	BMW(独) 概要 スポーツカーから高級セダンまであらゆる種類の自動車を製造販売 <ul style="list-style-type: none"> ● BMW ● ロールスロイス ● MINI 	エスティローダー(米) 概要 スキンケア、香水、ヘアケア製品等を手掛ける化粧品メーカー <ul style="list-style-type: none"> ● エスティローダー ● クリニック ● ボビー・ブラウン

(注) 上記は、ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンドの2011年12月末日現在の投資対象候補のブランド企業の一部を記載したものです。投資対象候補は予告なしに変更されます。
上記は参考情報であり、特定の有価証券等についての投資の勧誘あるいは投資の助言を意図するものではありません。

プレステージ&ラグジュアリー・ブランド

プレステージ [Prestige] = 「名声」、「威信」、「名声の高い」
 ラグジュアリー [Luxury] = 「豪華」、「高級品」、「高級な」

プレステージ&ラグジュアリー企業は、圧倒的な競争力を有するブランド力により、購買者に入手した喜びと満足感を感じさせる商品やサービスを提供しています。

プレステージ&ラグジュアリー・ブランドが提供する商品やサービスは、通常より高い価格でも消費者に受け入れられる傾向にあります。

**消費者にとって
プレステージ&ラグジュアリー・ブランドは**

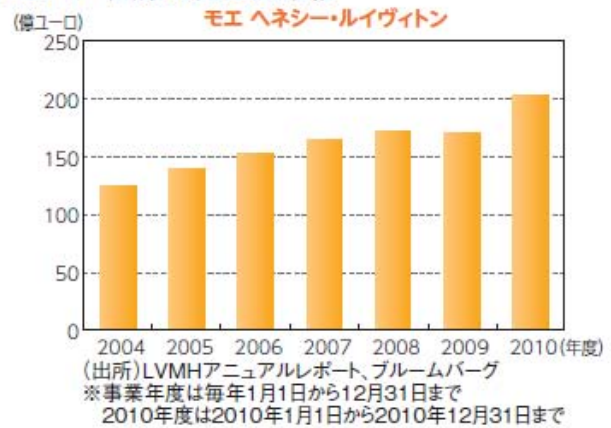
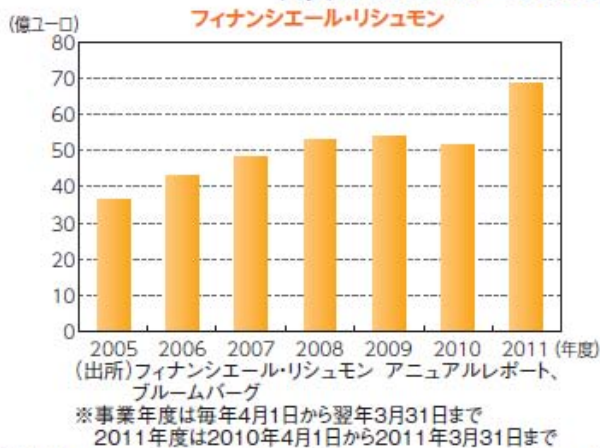
- 品質が保証されている
- 購買者に入手した喜びと満足感を感じさせる
- ステータス、富のシンボルにもなっている



プレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業は

- 価格決定力があり、値下げの必要が少ない
- リピーター率が高く、売上げが安定的

代表的なプレステージ&ラグジュアリー企業の売上高推移

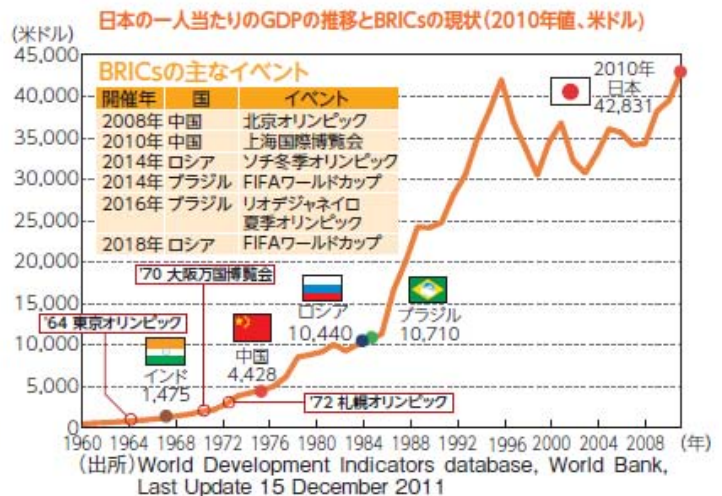
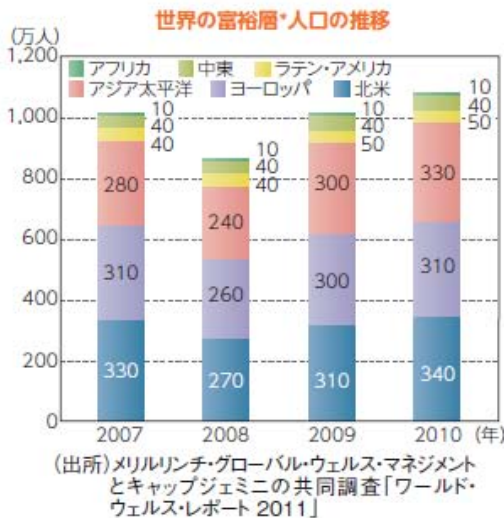


(注) 上記は、ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンドの2011年12月末日現在の投資対象ブランド企業の一部を記載したものです。投資対象は予告なしに変更されます。上記は参考情報であり、特定の有価証券についての投資の勧誘あるいは投資の助言を意図するものではありません。

拡大が期待されるプレステージ&ラグジュアリー・ブランド消費

世界経済の回復に伴い、プレステージ&ラグジュアリー・ブランドの主要な購買層である富裕層の個人金融資産は増加すると予想されています。また、2010年に中国はGDP(国内総生産)の規模で日本を抜き、ブラジル、ロシア、インドなども高成長を続けていることから、プレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業は新興諸国の富裕化により、その恩恵を受けると考えられています。

日本では東京オリンピック(1964年)、大阪万国博覧会(1970年)を経て高度成長期に入り、国民一人当たりGDPが急速に増加しました。中国をはじめとした新興諸国も同様な発展が期待されます。

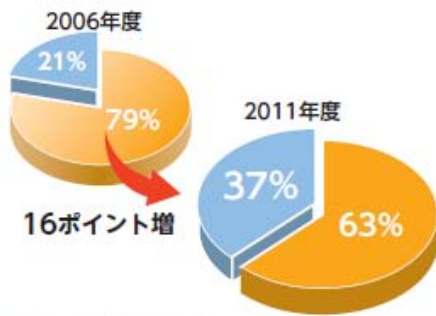


*富裕層とは、主な居住用不動産、収集品、消費財、および耐久消費財を除き100万米ドル以上の投資可能資産を所有する投資家

新興諸国が存在感を増すプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業

プレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業にとって、日本は収益の柱となる大きな市場であることに変わりありませんが、日本国内の販売が伸び悩むなか、プレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業の収益のけん引役は日本から新興諸国へと移ってきています。特に中国などアジアの新興国での売り上げが伸びたことが寄与し、業績を拡大するプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業が増加しています。

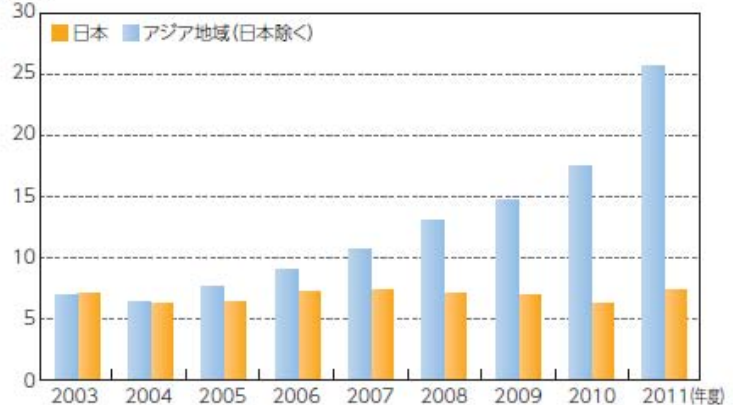
フィナンシエール・リシュモンのアジア地域の売上高の比率



■ アジア地域(日本除く)
■ その他の地域*

*日本、ヨーロッパ、アメリカ、その他の地域の合計

フィナンシエール・リシュモンの地域別売上高の推移(日本とアジア地域(日本除く)) (億円)



(出所)フィナンシエール・リシュモン ホームページ、ブルームバーグ

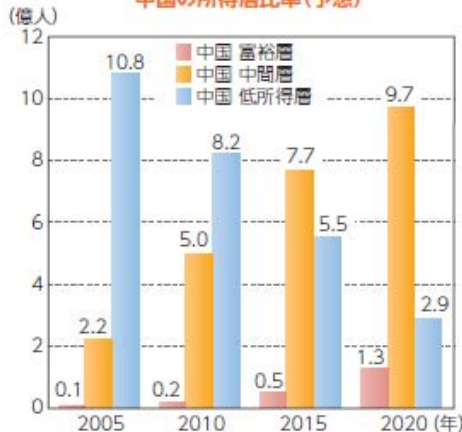
※事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで。2011年度は2010年4月1日から2011年3月31日まで。

(注)上記は、ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンドの2011年12月末日現在の投資対象ブランド企業の一部を記載したものです。投資対象は予告なしに変更されます。上記は参考情報であり、特定の有価証券についての投資の勧誘あるいは投資の助言を意図するものではありません。

一大ブランド消費国として期待が集まる中国

急速な経済成長に伴い、中国では中間所得層と高所得層が拡大しました。中国では今後も先進諸国を上回る経済成長が見込まれており、プレステージ&ラグジュアリー・ブランドの購入層として期待される中間・高所得層人口も大幅に増加すると予想されています。また、中国人は海外で多くのブランド品を購入すると言われており、中国の海外旅行者数は2020年までに年間延べ1億人を超え、世界の旅行大国になると予想されており、プレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業はその恩恵を受けると期待されています。

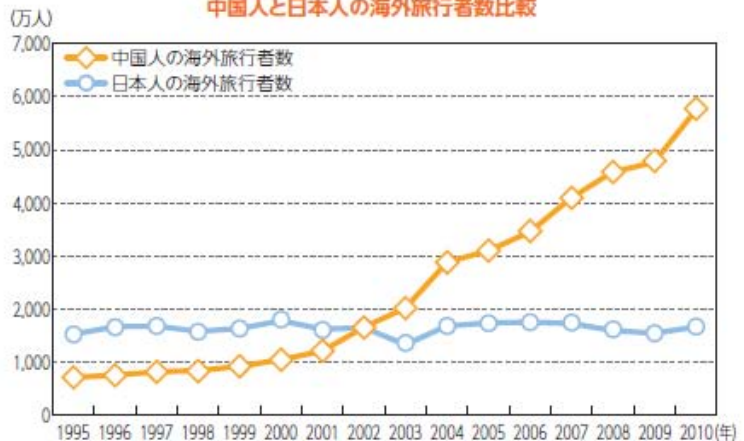
中国の所得層比率(予想)



(出所)経済産業省 通商白書2010、国連 World Population Prospects The 2010 Revision

備考:世帯可処分所得別の家計人口。各所得層の家計比率×人口で算出。

中国人と日本人の海外旅行者数比較



(出所)中国国家統計局、日本政府観光局(JNTO)

*世帯年間可処分所得が、富裕層:35,000ドル以上、中間所得層:5,000ドル以上~35,000ドル未満、低所得層:5,000ドル未満

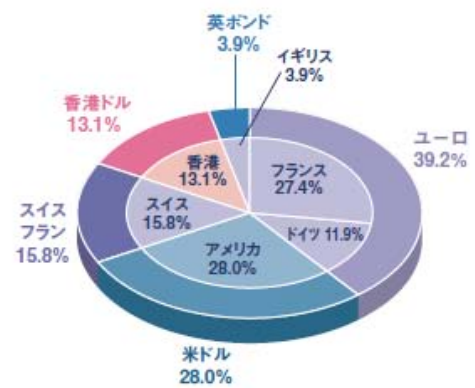
2 特定の国や通貨に集中せず、資産の分散投資を行います。

プレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業のマーケットは世界中に広がっています。
また、特定の国や地域、通貨に集中せず、分散投資を行うことで、単一通貨に投資するリスクの低減が期待できます。

各地域のブランド企業例*



株式の地域・通貨構成比*



*上記は、ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンドの2011年12月末時点の投資対象候補のブランド企業例と地域配分比率です。投資対象候補と地域配分比率は予告なしに変更されます。
(注)上記は参考情報であり、特定の有価証券等についての投資の勧誘あるいは投資の助言を意図するものではありません。

3 マザーファンドの運用は、アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.が行います。

当ファンドの運用会社について



アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V. (オランダ・ハーグ)

アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.は、ING・インベストメント・マネジメント(ING IM)*のヨーロッパにおける運用拠点です。先進国、新興国の株式・債券やオルタナティブ資産を含め、多岐にわたる運用商品を提供します。

アイエヌジー投信について

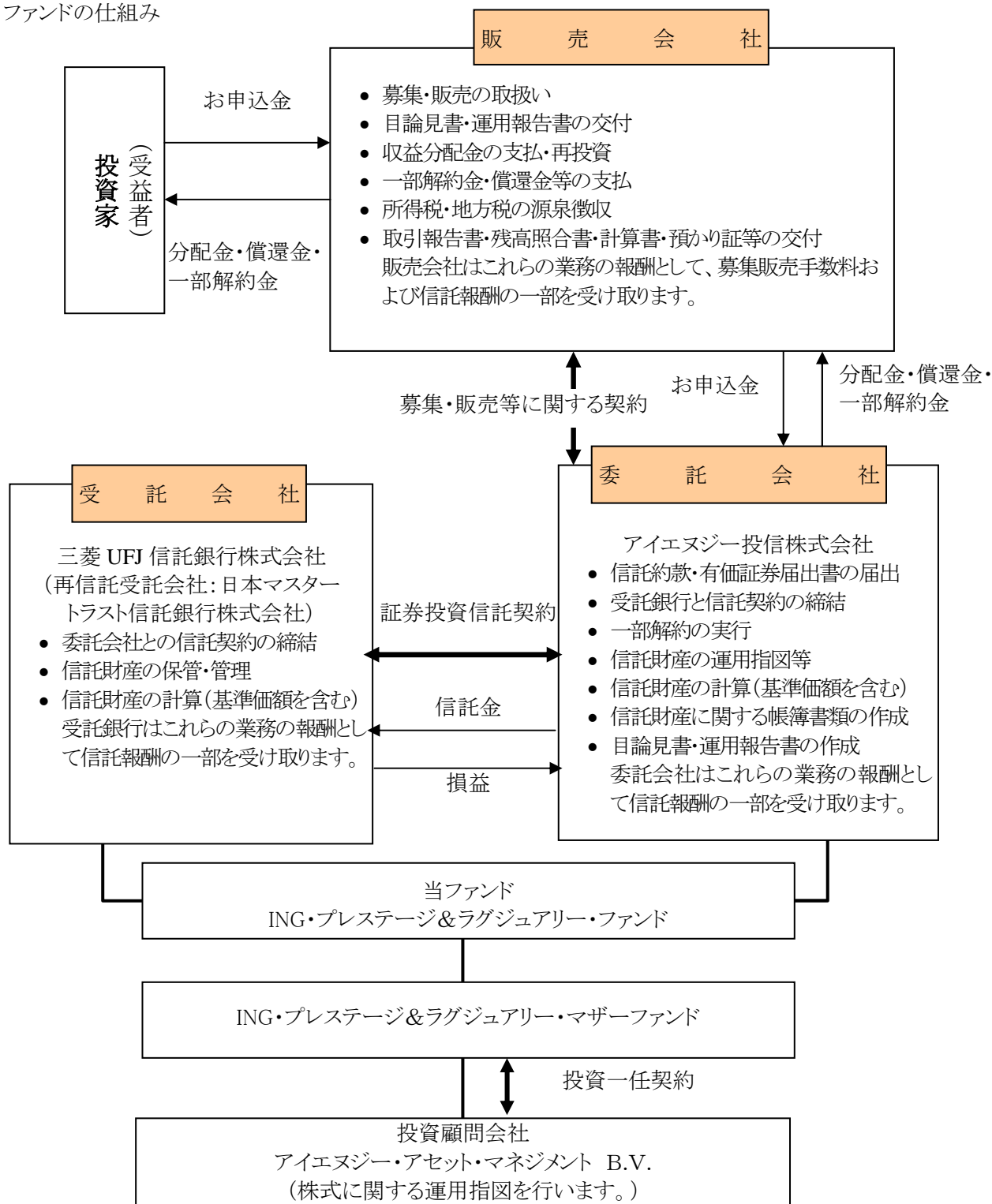
アイエヌジー投信は、ING IM が手がける様々な運用手法・商品を日本の投資家の皆様へお届けすることを目的に設立され、投資信託の設定・運用および投資顧問業務を通じて、国内外のお客様に弊社ならびにグループが運用する商品を提供しています。

*ING・インベストメント・マネジメントとは、INGグループにおいて、資産運用業務を主たる業務とする部門の総称です。なおINGグループは、2013年末までに資産運用部門を含む保険部門を銀行部門から分離する方針を発表しています。

(2) ファンドの沿革

平成 18 年 11 月 30 日 当初設定、信託契約締結、運用開始

(3) ファンドの仕組み



<契約の主要な内容>

- 募集・販売等に関する契約(委託会社と各販売会社の契約)
募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約
- 証券投資信託契約(委託会社と受託会社間の契約)
証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約
- 投資一任契約(委託会社と投資顧問会社間の契約)
委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

<委託会社の概況(本書提出日現在)>

- 資本金 4億 8,000万円
- 沿革
 - 平成 11年 9月 8日 アイエヌジー投信株式会社設立
 - 平成 11年 9月 30日 証券投資信託委託業の認可取得(金融再生委員会第 16号)
投資顧問業の登録(関東財務局長第 884号)
 - 平成 12年 11月 30日 投資信託及び投資法人に関する法律の平成 12年法 97附則第 9条に基づく投資信託委託業のみなし認可
 - 平成 17年 8月 31日 投資一任契約に係る業務の認可取得(内閣総理大臣第 56号)
 - 平成 19年 9月 30日 金融商品取引業のみなし登録(関東財務局長(金商)第 300号)
 - 平成 21年 1月 5日 第一種金融商品取引業の業務開始

●大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
アイエヌジー・インベストメント・マネジメント (アジア・パシフィック)・ビー・ヴィ	オランダ王国ハーグ市 2595AS スケンクカーデ 65	9,350株	100%

2 投資方針

(1) 投資方針

① 基本方針

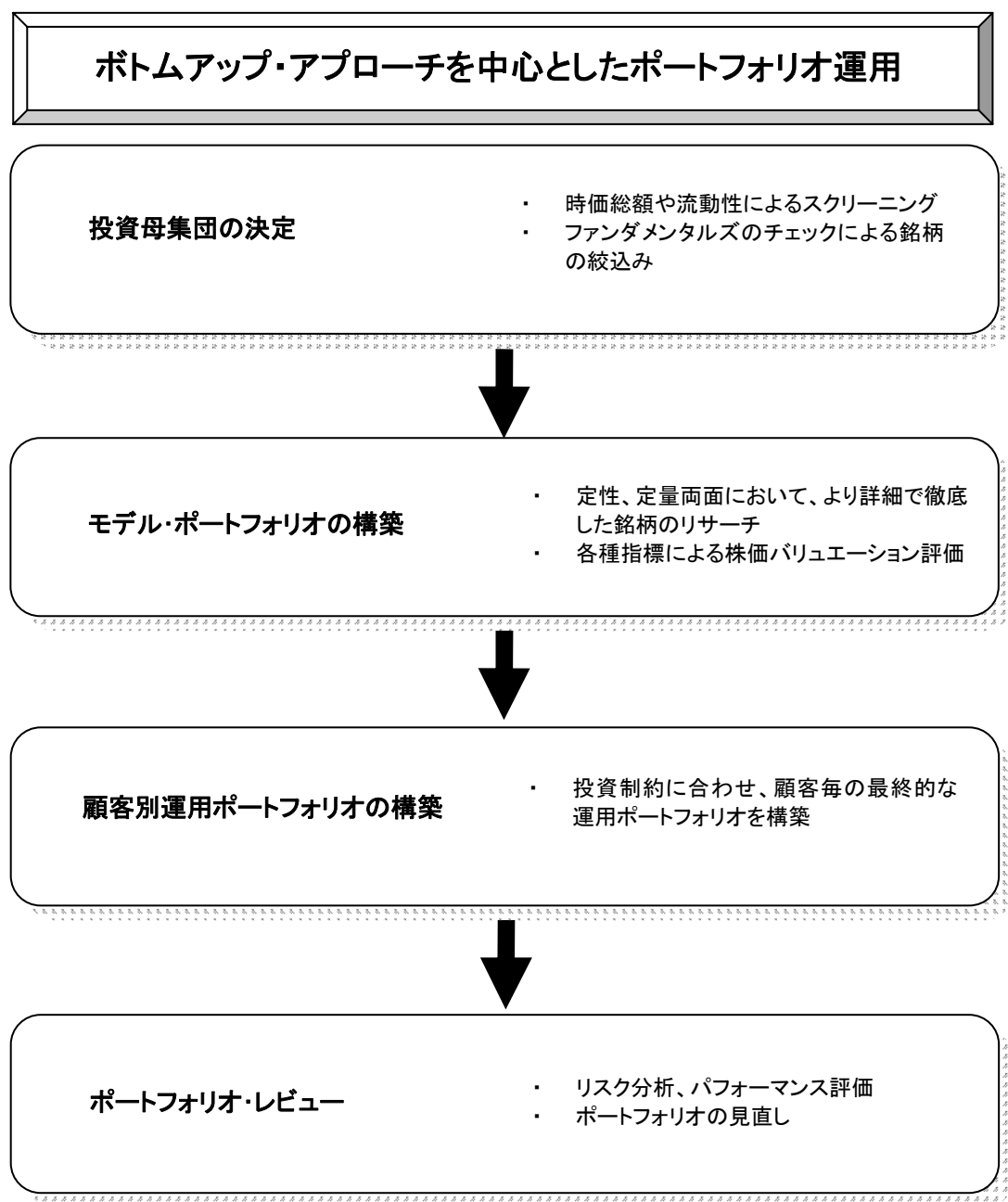
ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンドへの投資を通じて、主として世界的に有名なプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a 株式への実質的な投資割合は高位に維持します。
- b 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c 世界的に伝統がある高級ブランド商品およびサービスを提供する企業と、通常より高い価格でも購入することをいとわないワンランク・アップの商品およびサービスを提供する企業を投資適格銘柄として選定します。
- d 外貨建資産にかかる為替リスクについては原則としてヘッジしません。
- e ベンチマークは設定いたしません。
- f 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

③ 株式投資プロセス

ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンドの投資プロセス



※上記の運用プロセスは本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2) 投資対象

①投資の対象となる資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(信託約款第 20 条)

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a 有価証券
- b デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 28 条、第 29 条、第 30 条および第 31 条に定めるものに限りません。)
- c 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 5 号に掲げるもの
- d 約束手形
- e 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 2 号に掲げるもの

2.次に掲げる特定資産以外の資産

- a 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
- b 為替手形

②投資の対象となる資産の種類

委託会社は、信託金を、主として、アイエヌジー投信株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンドの受益証券および下記の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。(信託約款第 21 条第 1 項)

- a 株券または新株引受権証券
- b 国債証券
- c 地方債証券
- d 特別の法律により法人の発行する債券
- e 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- f 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
- g 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
- h 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
- i 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
- j コマーシャル・ペーパー
- k 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- l 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
- n 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
- o 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
- p オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
- q 預託証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)

- r 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- t 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)
- u 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a の証券または証書および l ならびに q の証券または証書のうち a の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b から f までの証券および l ならびに q の証券または証書のうち b から f までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m の証券および n の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。(信託約款第 21 条第 2 項)

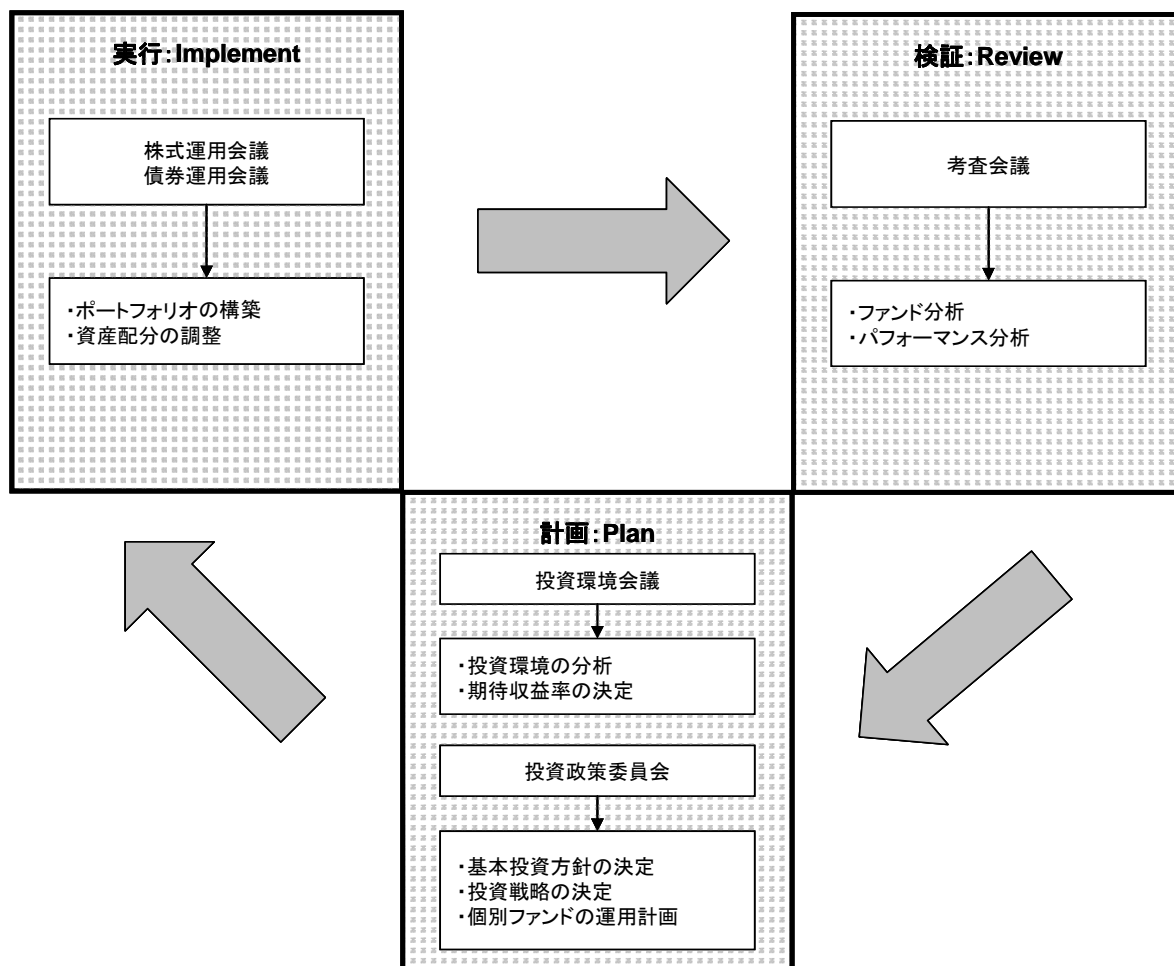
- a 預金
- b 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形
- e 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- f 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前③に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

(3) 運用体制

①運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、30名程度が当該業務に従事しております。



「計画:Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。

- ①為替、株式、債券、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証
- ②株式、債券のバリュエーションを検討
- ③マクロ経済シナリオを決定
- ④各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。

- ①投資方針を承認
- ②投資実績の報告
- ③ファンドの運用計画書の承認
- ④複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行:Implement」

日次で開催される株式運用会議の主な内容は下記の通りです。

- ①運用計画の実施・調整
- ②リサーチ結果の討議
- ③リサーチの優先順位策定

- ④モデル・ポートフォリオの見直し
- ⑤その他運用関連事項

週次で開催される債券運用会議の主な内容は下記の通りです。

- ①運用計画の実施・調整
- ②クレジット関連の討議
- ③その他運用関連事項

「検証:Review」

月次で開催される考査会議の主な内容は下記の通りです。

- ①ファンドのパフォーマンス(対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等)を検証
- ②ファンドパフォーマンスの要因分析

委託会社は ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンドの運用指図に関する権限をアイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.に委託します。運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の委託運用部が行います。

<受託会社に対する管理体制>

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・リスクマネジメント部コンプライアンス・オフィサー宛に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

コンプライアンス・リスクマネジメント部は、定期的に受託会社の財務内容等を調査し、受託業務を遂行するに十分な財政的基盤を維持していることを確認します。また、年次にて受託会社より監査法人が作成した「内部統制の整備及び運用状況報告書」を徴求し、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

(4) 分配方針

毎決算時(決算日をいいます。決算日は毎年6月7日および12月7日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

③留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

①信託約款における投資制限

a 投資信託証券への投資制限(信託約款第 21 条第 4 項)

マザーファンドを除く投資信託証券への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

b 投資する株式等の範囲(信託約款第 25 条)

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 前(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c 同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款第 26 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

(b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

d 信用取引等の運用指図(信託約款第 27 条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

(b) (a)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株式について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

i 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

ii 株式分割により取得する株券

iii 有償増資により取得する株券

iv 売出しにより取得する株券

v 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券

vi 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

e 先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款第 28 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを

回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

f スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第 29 条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

g 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第 30 条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

h 各種派生商品の店頭取引の運用指図(信託約款第 31 条)

- (a) 委託会社は信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、次に掲げる取引(以下、h において店頭取引といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- i 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 - ii 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 - iii 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 - iv 店頭金融先物取引(金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する取引をいいます。以下同じ。)
- (b) 店頭取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 店頭取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

i 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第 32 条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の要件の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- i 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の

時価合計額を超えないものとしします。

ii 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとしします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとしします。

j 有価証券の空売りの指図および範囲(信託約款第 33 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または信託約款第 34 条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図ができるものとしします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

k 有価証券の借入れ(信託約款第 34 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとしします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとしします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

l 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第 35 条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m 外国為替予約の指図および範囲(信託約款第 36 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする為替予約の指図についてはこの限りではありません。

(c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしします。

n 資金の借入れ(信託約款第 44 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支

払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%をこえないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」における投資制限

同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の総数が当該株式の発行済総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

[参考]「ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド」の投資方針

(1) 基本方針

この投資信託は、主として世界的に有名なプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(2) 運用方針

① 投資対象

世界的に有名なプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業の株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

- a 主に世界的に有名なプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指してポートフォリオを構成します。
- b 株式への投資割合は高位に維持します。
- c 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- d 世界的に伝統がある高級ブランド商品およびサービスを提供する企業と、通常より高い価格でも購入することをいとわないワンランク・アップの商品およびサービスを提供する企業を投資適格銘柄として選定します。
- e 外貨建資産にかかる為替リスクについては原則としてヘッジしません。
- f ベンチマークは設定いたしません。
- g 運用にあたっては、オランダ(ハーグ)のアイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.(ING Asset Management B.V.)に運用の指図に関する権限を委託します。
- h 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- a 株式への投資には制限を設けません。
- b 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- c 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- d 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- e 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、外貨建株式など値動きのある証券に投資し、為替ヘッジを行いませんので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で当ファンドを購入された場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク(以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。)を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。

a 価格変動リスク

株式等は企業の業績、経済・政治動向、需給関係、その他の要因によりその価格が変動します。

b 信用リスク

株式等の発行体の企業の倒産または財務状況の悪化等により、当該企業の株式の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。

c 為替変動リスク

当ファンドは、主として外貨建資産に実質的に投資を行いますので、為替変動リスクがあります。当ファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受け、投資している通貨に対し円高になることが当ファンドの基準価額の下落要因となります。

d カントリーリスク

一般に株式等への投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象株式等の発行国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。また、エマージング・マーケット(新興国市場)は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、前記各リスクが大きくなる傾向があります。また、情報開示制度や決済システム等が十分でない場合があることから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これらにより、当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

e 流動性リスク

株式等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする株式等の流通量が少ない場合等には、当ファンドが最適と考えるタイミング・価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

f 解約資金の流出に伴うリスク

大量の解約資金を手当てするために保有する株式等を売却する場合、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。さらに、当ファンドはファミリーファンド方式による運用のため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によっても当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。また、売却した株式等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

g 換金性が制限されるリスク

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。投資対象国の政治・経済情勢の変化等による取引所における取引の停止、為替取引の停止、海外送金の制限、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

h 投資対象に係る留意点

当ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築しますので、株価変動、信用、為替変動、流動性リスクが相対的に大きくなる傾向にあり、株式市場全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きくなる場合があります。

(2) リスク管理体制

委託会社の投資リスクの管理体制は以下の通りです。法令・規則の変更等への対応につきましては、適宜適切に対応しております。

① 日常のリスク管理

投資に関するリスクは、CIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)およびコンプライアンス・リスクマネジメント部によって、定期的にモニターされております。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせています。また、日々コンプライアンス・リスクマネジメント部が売買伝票をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされております。

② 考査会議(月次)

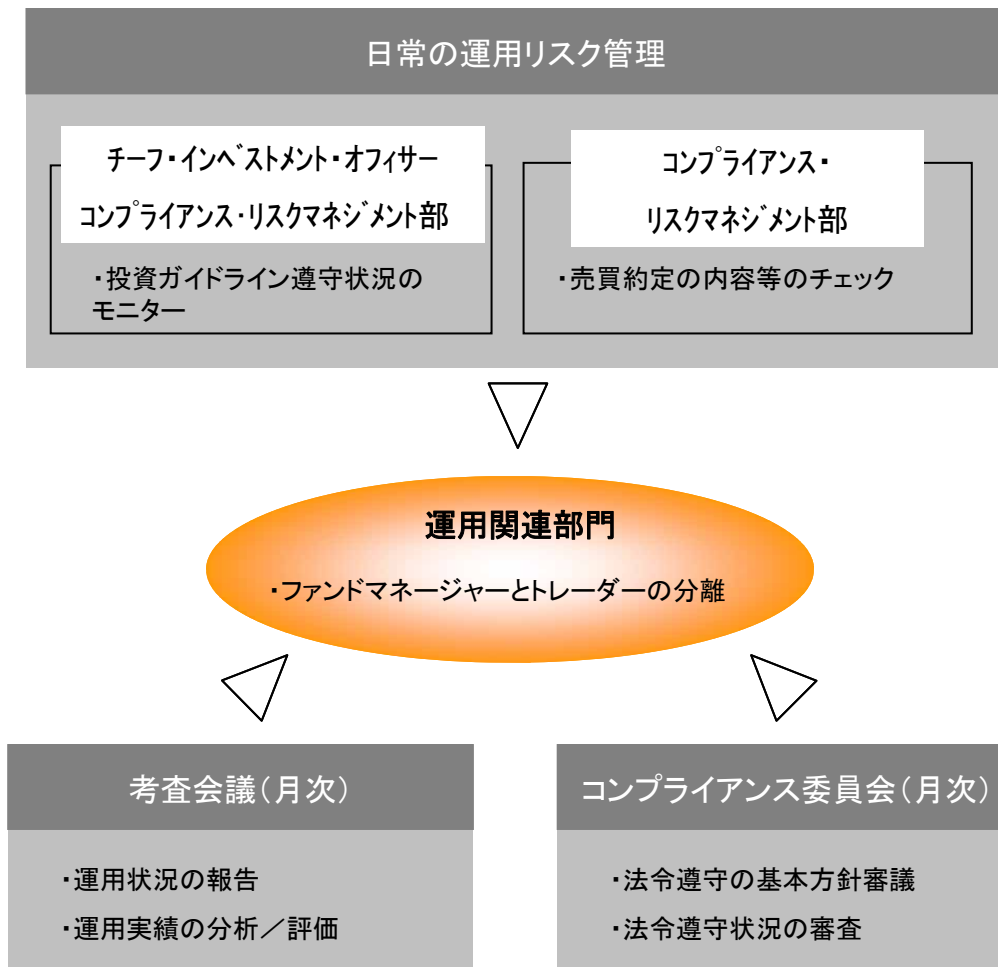
ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告、運用実績の分析および評価について考査します。

③ コンプライアンス委員会(月次)

会社全般の法令遵守および業務リスク管理に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況や業務リスクの状況を審査します。

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスクマネジメント部が売買伝票を日々チェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOおよびリスク管理部門により定期的にモニター
考査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守・業務リスク状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスクマネジメント部が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催

〈ファンドのリスク管理体制〉



4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

- ① 取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金*あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の3.15%（税抜き 3.0%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

* 取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれません。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

- お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

- ② 販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はありません。ただし、信託終了前のご換金の際に「信託財産留保額」をご負担いただきます。詳細は「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

(3) 信託報酬等

① 信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年 1.575% (税抜き年 1.5%) の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

② 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率 0.735% (税抜き 0.70%)
	販売会社 当該純資産額に対し 年率 0.735% (税抜き 0.70%)
	受託銀行 当該純資産額に対し 年率 0.105% (税抜き 0.10%)

③ 上記②の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

④ 委託会社が受ける信託報酬には ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンドの運用委託先への報酬(年率 0.38%)が含まれています。

(4) その他の手数料等

① 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託報酬および売買委託手数料に対する消費税等相当額(5%)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利息ならびに借入れの手続きにかかる費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税額とともに信託財産中より支弁します。本書提出日現在の財務諸表の監査に要する費用は信託財産の純資産総額に年 0.0105% (税抜き 0.01%) を乗じて計算した額とします。

※ファンドの申込手数料、信託報酬等、その他の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様はファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 課税上の取扱い

① 個人の受益者に対する課税

<収益分配金について>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。また、平成 25 年 1 月 1 日からは上記の 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで	10.147% (所得税 7% 復興特別所得税 0.147% 地方税 3%)
平成 26 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日まで	20.315% (所得税 15% 復興特別所得税 0.315% 地方税 5%)
平成 50 年 1 月 1 日以降	20% (所得税 15% 地方税 5%)

<一部解約金、償還金について>

一部解約時および償還時の差益(一部解約時および償還時の価額から取得費(税込申込手数料を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなして 10%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合

は、10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率による源泉徴収 (原則として、確定申告は不要です。) が行われます。また、平成 25 年 1 月 1 日からは上記の 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで	10.147% (所得税 7% 復興特別所得税 0.147% 地方税 3%)
平成 26 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日まで	20.315% (所得税 15% 復興特別所得税 0.315% 地方税 5%)
平成 50 年 1 月 1 日以降	20% (所得税 15% 地方税 5%)

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、7% (所得税 7%) の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金 (特別分配金) は課税されません。上記 7% の税率は平成 25 年 1 月 1 日からは、下記の内容に変更される予定です。

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで	7.147% (所得税 7% 復興特別所得税 0.147%)
平成 26 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日まで	15.315% (所得税 15% 復興特別所得税 0.315%)
平成 50 年 1 月 1 日以降	15% (所得税 15%)

<注 1> 個別元本について

- ① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等 (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。) が当該受益者の元本 (個別元本) にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金 (特別分配金) を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注 2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金 (特別分配金)」 (受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分) の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受け取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金 (特別分配金) となり、当該収益分配金から当該元本払戻金 (特別分配金) を控除した額が普通分配金となります。

<注 3> 税制改正等について

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成24年1月31日現在

資産の種類	国名 (地域)	時価(円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本		
ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド受益証券		731,329,158	100.23
小計	—	731,329,158	100.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△1,648,161	△ 0.23
合計(純資産総額)	—	729,680,997	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考]親投資信託の投資状況

ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド

平成24年1月31日現在

資産の種類	国名(地域)	時価(円)	投資比率(%)
有価証券			
株式	フランス	191,158,275	26.14
	アメリカ	173,219,423	23.69
	スイス	108,405,219	14.82
	ドイツ	98,673,684	13.49
	香港	94,259,131	12.89
	イギリス	25,538,889	3.49
小計	—	691,254,621	94.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			
現金・預金・その他の資産	—	40,094,500	5.48
小計	—	40,094,500	5.48
合計(純資産総額)	—	731,349,121	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄(平成 24 年 1 月 31 日現在)

イ) 主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価単価 円	簿価金額 円	評価単価 円	評価金額 円	投資比率 %
ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド	—	830,867,029	8,581	712,966,998	8,802	731,329,158	100.23

注: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ) 種類別構成比率

種類	評価金額(円貨)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	731,329,158	100.23
合計	731,329,158	100.23

注: 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の円貨における評価額比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

[参考]親投資信託の投資状況

ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄(平成24年1月31日現在)

イ) 主要投資銘柄(全25銘柄)

種類	国名	銘柄名	通貨	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株式	フランス	PPR	EUR	小売	5,039	11,249.85	56,688,021	11,978.40	60,359,197	8.25
株式	スイス	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	CHF	耐久消費財・アパレル	13,305	4,122.98	54,856,323	4,276.36	56,897,076	7.77
株式	アメリカ	TIFFANY & CO	USD	小売	10,423	5,267.92	54,907,619	4,834.85	50,393,683	6.89
株式	フランス	LVMH MOET HENNESSY LOUI V SA	EUR	耐久消費財・アパレル	3,400	11,591.52	39,411,173	12,159.29	41,341,586	5.65
株式	香港	SANDS CHINA LTD	HKD	消費者サービス	135,500	225.56	30,564,057	264.47	35,836,023	4.89
株式	アメリカ	COACH INC	USD	耐久消費財・アパレル	6,500	4,818.81	31,322,292	5,232.79	34,013,159	4.65
株式	フランス	CHRISTIAN DIOR	EUR	耐久消費財・アパレル	3,146	9,515.39	29,935,442	10,747.40	33,811,337	4.62
株式	ドイツ	HUGO BOSS-PFD	EUR	耐久消費財・アパレル	4,303	6,575.41	28,294,003	6,819.25	29,343,238	4.01
株式	フランス	PERNOD RICARD SA	EUR	食品・飲料・タバコ	4,000	6,968.98	27,875,926	7,328.73	29,314,942	4.00
株式	ドイツ	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	EUR	自動車・自動車部品	4,480	5,634.47	25,242,444	6,486.62	29,060,100	3.97
株式	アメリカ	PVH CORP	USD	耐久消費財・アパレル	4,777	5,708.36	27,268,857	5,852.23	27,956,129	3.82
株式	アメリカ	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	USD	家庭用品・パーソナル 用品	6,200	4,285.68	26,571,227	4,408.65	27,333,652	3.73
株式	アメリカ	CARNIVAL CORP	USD	消費者サービス	11,500	2,605.32	29,961,200	2,301.32	26,465,288	3.61
株式	スイス	DUFREY AG-REG	CHF	小売	3,100	7,585.76	23,515,856	8,352.67	25,893,283	3.54
株式	スイス	THE SWATCH GROUP AG-B	CHF	耐久消費財・アパレル	800	29,876.22	23,900,979	32,018.57	25,614,860	3.50
株式	イギリス	DIAGEO PLC	GBP	食品・飲料・タバコ	15,000	1,632.95	24,494,280	1,702.59	25,538,889	3.49
株式	ドイツ	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	EUR	自動車・自動車部品	5,794	3,446.80	19,970,799	4,255.24	24,654,912	3.37
株式	香港	HENGDELI HOLDINGS LTD	HKD	小売	612,000	29.35	17,964,036	29.25	17,903,754	2.44
株式	香港	SJM HOLDINGS LTD	HKD	消費者サービス	130,000	127.85	16,620,890	135.73	17,645,290	2.41
株式	ドイツ	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	EUR	自動車・自動車部品	3,287	4,546.66	14,944,903	4,750.66	15,615,434	2.13
株式	フランス	L'OREAL	EUR	家庭用品・パーソナル 用品	1,655	7,960.14	13,174,042	8,183.90	13,544,363	1.85
株式	香港	SHANGRI-LA ASIA LTD	HKD	消費者サービス	84,000	137.90	11,583,600	156.22	13,122,564	1.79
株式	フランス	LAURENT-PERRIER GROUP	EUR	食品・飲料・タバコ	1,700	7,348.83	12,493,017	7,521.67	12,786,850	1.74
株式	香港	EMPEROR WATCH & JEWELLERY	HKD	小売	1,000,000	10.53	10,539,500	9.75	9,751,500	1.33
株式	アメリカ	ORIENT EXPRESS HOTELS LTD -A	USD	消費者サービス	11,000	573.61	6,309,751	641.59	7,057,512	0.96

注1: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の円貨における評価額比率です。

注2: 評価額組入全25銘柄について記載しています。

ロ) 業種(種類)別構成比率

業種(種類)	評価金額(円貨)	投資比率(%)
耐久消費財・アパレル	248,977,385	34.04
小売	164,301,417	22.47
消費者サービス	100,126,677	13.69
自動車・自動車部品	69,330,446	9.48
食品・飲料・タバコ	67,640,681	9.25
家庭用品・パーソナル用品	40,878,015	5.59
合計	691,254,621	94.52

注: 投資比率は、純資産総額に対する当該業種(種類)の円貨における評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

①純資産の推移

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口あたり 純資産額 (円) (分配落)	1口あたり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	平成19年 6月7日	2,396	2,614	1.0881	1.1875
第2期	平成19年 12月7日	2,577	2,577	0.9509	0.9509
第3期	平成20年 6月9日	1,757	1,757	0.8093	0.8093
第4期	平成20年 12月8日	592	592	0.3406	0.3406
第5期	平成21年 6月8日	824	824	0.5258	0.5258
第6期	平成21年 12月7日	887	887	0.6355	0.6355
第7期	平成22年 6月7日	760	760	0.6164	0.6164
第8期	平成22年 12月7日	984	984	0.8126	0.8126
第9期	平成23年 6月7日	861	861	0.8499	0.8499
第10期	平成23年 12月7日	718	718	0.7290	0.7290
	平成23年 1月末日	841	—	0.7914	—
	平成23年 2月末日	828	—	0.7860	—
	平成23年 3月末日	846	—	0.8098	—
	平成23年 4月末日	903	—	0.8723	—
	平成23年 5月末日	877	—	0.8654	—
	平成23年 6月末日	883	—	0.8789	—
	平成23年 7月末日	879	—	0.8722	—
	平成23年 8月末日	762	—	0.7554	—
	平成23年 9月末日	688	—	0.6774	—
	平成23年 10月末日	812	—	0.8024	—
	平成23年 11月末日	691	—	0.7015	—
	平成23年 12月末日	674	—	0.6901	—
	平成24年 1月末日	729	—	0.7460	—

②分配の推移

期間		1万口当たりの 分配金(円)
第1期	平成18年11月30日～平成19年6月7日	1,000円
第2期	平成19年6月8日～平成19年12月7日	0円
第3期	平成19年12月8日～平成20年6月9日	0円
第4期	平成20年6月10日～平成20年12月8日	0円
第5期	平成20年12月9日～平成21年6月8日	0円
第6期	平成21年6月9日～平成21年12月7日	0円
第7期	平成21年12月8日～平成22年6月7日	0円
第8期	平成22年6月8日～平成22年12月7日	0円
第9期	平成22年12月8日～平成23年6月7日	0円
第10期	平成23年6月8日～平成23年12月7日	0円

③収益率の推移

期間		収益率(%)
第1期	平成18年11月30日～平成19年6月7日	18.75
第2期	平成19年6月8日～平成19年12月7日	△12.61
第3期	平成19年12月8日～平成20年6月9日	△14.89
第4期	平成20年6月10日～平成20年12月8日	△57.91
第5期	平成20年12月9日～平成21年6月8日	54.37
第6期	平成21年6月9日～平成21年12月7日	20.86
第7期	平成21年12月8日～平成22年6月7日	3.01
第8期	平成22年6月8日～平成22年12月7日	31.83
第9期	平成22年12月8日～平成23年6月7日	4.59
第10期	平成23年6月8日～平成23年12月7日	△14.23

(4)設定及び解約の実績

期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	平成18年11月30日～平成19年6月7日	2,281,377,506	79,309,463
第2期	平成19年6月8日～平成19年12月7日	1,045,611,535	536,553,064
第3期	平成19年12月8日～平成20年6月9日	33,779,130	572,652,228
第4期	平成20年6月10日～平成20年12月8日	24,921,822	457,928,653
第5期	平成20年12月9日～平成21年6月8日	21,844,657	192,463,442
第6期	平成21年6月9日～平成21年12月7日	17,158,786	188,907,664
第7期	平成21年12月8日～平成22年6月7日	19,263,063	182,345,745
第8期	平成22年6月8日～平成22年12月7日	186,973,783	209,716,693
第9期	平成22年12月8日～平成23年6月7日	90,344,318	288,051,768
第10期	平成23年6月8日～平成23年12月7日	88,432,342	116,481,966

注：第1期の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

参考情報

データは2012年1月31日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

〈分配の推移〉

決算期	分配金
第1期(2007/6/7)	1,000円
第2期(2007/12/7)	0円
第3期(2008/6/9)	0円
第4期(2008/12/8)	0円
第5期(2009/6/8)	0円
第6期(2009/12/7)	0円
第7期(2010/6/7)	0円
第8期(2010/12/7)	0円
第9期(2011/6/7)	0円
第10期(2011/12/7)	0円
設定来累計	1,000円

※分配金は1万口当たり、税引き前です。

〈基準価額・純資産の推移〉



※基準価額(分配金再投資)とは、税引き前の分配金を再投資したと仮定して算出した基準価額をいいます。

〈主要な資産の状況〉

※下記データは過去のものであり、予告なしに変更されます。また、下記は参考情報であり、特定の有価証券についての投資の勧誘あるいは投資の助言を意図するものではありません。

投資状況(ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンド)

資産の種類	投資比率(%)
ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド受益証券	100.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	△0.23
合計	100.00

投資状況(ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド)

資産の種類	投資比率(%)
株式	
フランス	26.14
アメリカ	23.69
スイス	14.82
ドイツ	13.49
その他の国・地域	16.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	5.48
合計	100.00

ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンドの組入上位10銘柄

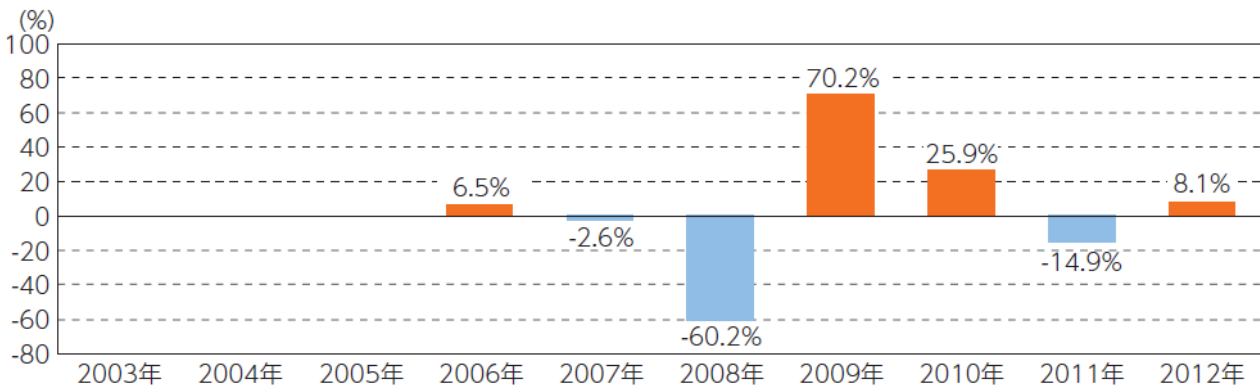
順位	種類	国・地域名	銘柄名	投資比率(%)
1	株式	フランス	PPR	8.25
2	株式	スイス	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	7.77
3	株式	アメリカ	TIFFANY & CO	6.89
4	株式	フランス	LVMH MOET HENNESSY LOUI V SA	5.65
5	株式	香港	SANDS CHINA LTD	4.89
6	株式	アメリカ	COACH INC	4.65
7	株式	フランス	CHRISTIAN DIOR	4.62
8	株式	ドイツ	HUGO BOSS-PFD	4.01
9	株式	フランス	PERNOD RICARD SA	4.00
10	株式	ドイツ	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	3.97

※投資比率はING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の投資割合です。

順位	業種	投資比率(%)
1	耐久消費財・アパレル	34.04
2	小売	22.47
3	消費者サービス	13.69
4	自動車・自動車部品	9.48
5	食品・飲料・タバコ	9.25

※組入上位5業種です。
 ※投資比率はING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

〈年間収益率の推移〉



※2006年は設定日(11月30日)から年末まで、2012年は1月末までの収益率です。

※税引き前の分配金を再投資したと仮定して収益率を算出しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします(申込手数料はかかりません。)

販売会社および委託会社の営業日の午後 3 時までには受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、アムステルダム銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金(解約)手続等

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金(解約)することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。販売会社および委託会社の営業日の午後 3 時までには受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、アムステルダム銀行の休業日においては、換金の申込みを受付けないものとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の 0.3%)を控除した額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

- お電話によるお問い合わせ先(委託会社)
電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)
- 委託会社のホームページ
アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して 5 営業日目から販売会社で支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することがあります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の

記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。この場合、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。)に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

●お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

●委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年6月8日から12月7日まで、および12月8日から翌年6月7日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また第1期計算期間は、平成18年11月30日から平成19年6月7日までとし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします

(5) その他

a 信託の終了

- (a) 委託会社は、当ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (d) 前(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

- (e) 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前(c)から(e)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(c)の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には前段は適用されません。
- (g) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更(d)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (i) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (d) 前(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、当該信託約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前(a)から前(e)までの手続きを準用します。

c 反対者の買取請求権

信託期間中における信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

d 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

e 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月(または1ヵ月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(参考)

ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、30日前までに通知することにより契約を終了することができます。

4 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金(一部解約の実行)請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第10期計算期間(平成23年6月8日から平成23年12月7日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成24年2月10日

アイエヌジー投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩部 俊夫 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井 純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンドの平成23年6月8日から平成23年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンドの平成23年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アイエヌジー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	第9期計算期間末 (平成23年6月7日現在)	第10期計算期間末 (平成23年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,826,306	6,722,083
親投資信託受益証券	861,187,727	718,254,433
未収利息	14	11
流動資産合計	870,014,047	724,976,527
資産合計	870,014,047	724,976,527
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,791,665	520,080
未払受託者報酬	464,782	407,110
未払委託者報酬	6,506,920	5,699,436
その他未払費用	46,419	40,648
流動負債合計	8,809,786	6,667,274
負債合計	8,809,786	6,667,274
純資産の部		
元本等		
元本	1,013,345,880	985,296,256
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△152,141,619	△266,987,003
(分配準備積立金)	45,405,513	40,669,289
元本等合計	861,204,261	718,309,253
純資産合計	861,204,261	718,309,253
負債純資産合計	870,014,047	724,976,527

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第9期計算期間		第10期計算期間	
	自 平成22年12月8日	至 平成23年 6月7日	自 平成23年 6月8日	至 平成23年12月7日
営業収益				
受取利息		689		453
有価証券売買等損益		45,838,324		△116,533,294
営業収益合計		45,839,013		△116,532,841
営業費用				
受託者報酬		464,782		407,110
委託者報酬		6,506,920		5,699,436
その他費用		46,419		40,648
営業費用合計		7,018,121		6,147,194
営業利益		38,820,892		△122,680,035
経常利益		38,820,892		△122,680,035
当期純利益		38,820,892		△122,680,035
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		2,170,109		△6,722,864
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△226,923,515		△152,141,619
剰余金増加額又は欠損金減少額		54,412,391		17,814,865
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は		54,412,391		17,814,865
欠損金減少額				
剰余金減少額又は欠損金増加額		16,281,278		16,703,078
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は		16,281,278		16,703,078
欠損金増加額				
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△152,141,619		△266,987,003

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(追加情報)

第 10 期計算期間 自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第 9 期計算期間末 (平成 23 年 6 月 7 日現在)	第 10 期計算期間末 (平成 23 年 12 月 7 日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 <div style="text-align: right;">1,013,345,880 口</div>	1. 計算期間の末日における受益権の総数 <div style="text-align: right;">985,296,256 口</div>
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 <div style="text-align: right;">152,141,619 円</div>	2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 <div style="text-align: right;">266,987,003 円</div>
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) <div style="text-align: right;">0.8499 円 8,499 円)</div>	3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) <div style="text-align: right;">0.7290 円 7,290 円)</div>

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 9 期計算期間 自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日	第 10 期計算期間 自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日
1.当ファンドの主要投資対象である、ING・プレステージ &ラグジュアリー・マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用	1.当ファンドの主要投資対象である、ING・プレステージ &ラグジュアリー・マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用
支払金額 1,675,727 円	支払金額 1,494,978 円

(金融商品に関する注記)

第 9 期計算期間(自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドは、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。

保有する有価証券の内容については(3)注記表の(その他の注記)2.有価証券関係に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス・リスクマネジメント部及び CIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

① 市場リスクの管理

価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。

② 信用リスク及び流動性リスクの管理

格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

① 親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。

② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第10期計算期間(自平成23年6月8日至平成23年12月7日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドは、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。

保有する有価証券の内容については(3)注記表の(その他の注記)2.有価証券関係に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス・リスクマネジメント部及びCIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

① 市場リスクの管理

価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。

② 信用リスク及び流動性リスクの管理

格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

① 親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。

② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期計算期間 自平成22年12月8日 至平成23年6月7日	第10期計算期間 自平成23年6月8日 至平成23年12月7日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第9期計算期間 自平成22年12月8日	第10期計算期間 自平成23年6月8日

至 平成 23 年 6 月 7 日			至 平成 23 年 12 月 7 日		
期首元本額	1,211,053,330	円	期首元本額	1,013,345,880	円
期中追加設定元本額	90,344,318	円	期中追加設定元本額	88,432,342	円
期中一部解約元本額	288,051,768	円	期中一部解約元本額	116,481,966	円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

第 9 期計算期間(自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)

(単位:円)

種 類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	43,636,287
合 計	43,636,287

第 10 期計算期間(自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)

(単位:円)

種 類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△108,202,609
合 計	△108,202,609

3. デリバティブ取引関係

第 9 期計算期間(自 平成 22 年 12 月 8 日 至 平成 23 年 6 月 7 日)

該当事項はありません。

第 10 期計算期間(自 平成 23 年 6 月 8 日 至 平成 23 年 12 月 7 日)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

① 株式(平成 23 年 12 月 7 日現在)

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

(平成 23 年 12 月 7 日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額
親投資信託受益証券	日本円	ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド	836,833,780	718,254,433
	合計		836,833,780	718,254,433

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド

(1)資産・負債の状況

(単位:円)

科目	対象年月日	(平成 23 年 12 月 7 日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
預金		20,423,394
コール・ローン		7,100,081
株式		690,125,501
未収配当金		598,229
未収利息		11
流動資産合計		718,247,216
資産合計		718,247,216
負債の部		
負債合計		—
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		836,833,780
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△118,586,564
純資産合計		718,247,216
負債・純資産合計		718,247,216

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券については、その最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 原則として、配当落ち日において確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(追加情報)

対象期間 自 平成23年6月8日 至 平成23年12月7日
対象期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(その他の注記)

(平成 23 年 12 月 7 日現在)		
1.	子ファンドの期首	平成 23 年 6 月 8 日
	期首元本額	867,520,628 円
	対象期間中の追加設定元本額	54,308,301 円
	対象期間中の一部解約元本額	84,995,149 円
	期末元本額	836,833,780 円
	平成 23 年 12 月 7 日現在の元本の内訳※	
	ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンド	836,833,780 円
2.	元本の欠損の額	118,586,564 円
3.	計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
	1 口当たり純資産額	0.8583 円
	(1 万口当たり純資産額	8,583 円)

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第 1 有価証券明細表

① 株式

別紙

② 株式以外の有価証券(平成 23 年 12 月 7 日現在)

該当事項はありません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

有価証券明細表

(平成23年12月7日現在)

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	
株式	米ドル	COACH INC	6,500	63.09	410,085.00	
		PVH CORP	4,577	74.84	342,542.68	
		CARNIVAL CORP	13,200	34.11	450,252.00	
		ORIENT EXPRESS HOTELS LTD -A	11,000	7.51	82,610.00	
		TIFFANY & CO	11,623	68.97	801,638.31	
		ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	3,100	112.22	347,882.00	
	小計				2,435,009.99 (189,175,926)	
			銘柄数:	6		
			組入時価比率:	26.34%		27.41%
	ユーロ	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	4,910	56.07	275,303.70	
		DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	7,994	34.30	274,234.17	
		PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	3,287	45.24	148,720.31	
		CHRISTIAN DIOR	3,146	94.69	297,894.74	
		HUGO BOSS-PFD	3,103	65.46	203,122.38	
		LVMH MOET HENNESSY LOUI V SA	3,400	115.35	392,190.00	
		PPR	5,458	111.95	611,023.10	
		LAURENT-PERRIER GROUP	1,700	73.13	124,321.00	
		PERNOD RICARD SA	4,000	69.35	277,400.00	
		小計				2,604,209.40 (271,176,324)
			銘柄数:	9		
			組入時価比率:	37.76%		39.30%
英ポンド	DIAGEO PLC	15,000	13.60	204,000.00		
	小計				204,000.00 (24,730,920)	
		銘柄数:	1			
		組入時価比率:	3.44%		3.58%	
スイスフラン	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	15,774	49.46	780,182.04		
	THE SWATCH GROUP AG-B	800	358.40	286,720.00		
	DUFREY AG-REG	3,100	91.00	282,100.00		
	小計				1,349,002.04 (113,235,231)	
		銘柄数:	3			
		組入時価比率:	15.77%		16.41%	
香港ドル	SANDS CHINA LTD	149,500	22.90	3,423,550.00		
	SHANGRI-LA ASIA LTD	84,000	14.00	1,176,000.00		
	SJM HOLDINGS LTD	130,000	12.98	1,687,400.00		
	EMPEROR WATCH & JEWELLERY	1,000,000	1.07	1,070,000.00		
	HENGDELI HOLDINGS LTD	612,000	2.98	1,823,760.00		
	小計				9,180,710.00 (91,807,100)	
		銘柄数:	5			
		組入時価比率:	12.78%		13.30%	
合計					690,125,501 (690,125,501)	

(注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

2 ファンドの現況

純資産額計算書(平成 24 年 1 月 31 日)

I 資産総額	732,692,863 円
II 負債総額	3,011,866 円
III 純資産総額(I - II)	729,680,997 円
IV 発行済数量(口)	978,148,095 口
V 1 単位当たり純資産総額 (III/IV)	0.7460 円

(参考)

「ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド」の純資産額計算書

I 資産総額	731,349,121 円
II 負債総額	—円
III 純資産総額(I - II)	731,349,121 円
IV 発行済数量(口)	830,867,029 口
V 1 単位当たり純資産総額 (III/IV)	0.8802 円

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請がある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益

権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 委託会社等の情報

第1 委託会社等の概況

1 委託会社等の概況

(1) 資本金の額(平成 24 年 1 月末現在)

①資本金の額:4 億 8,000 万円

②会社が発行する株式総数:19,980 株

③発行済株式総数:9,350 株

④会社設立後の資本の増減:

設立	平成 11 年 9 月 8 日	資本金 2 億 5,000 万円
	平成 12 年 7 月 14 日	資本金 4 億 9,950 万円に増資
	平成 13 年 4 月 27 日	資本金 8 億 3,500 万円に増資
	平成 14 年 11 月 12 日	資本金 9 億 3,500 万円に増資
	平成 19 年 5 月 2 日	資本金 4 億 8,000 万円に減資

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

業務遂行上の重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

3 名以上 10 名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式数の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

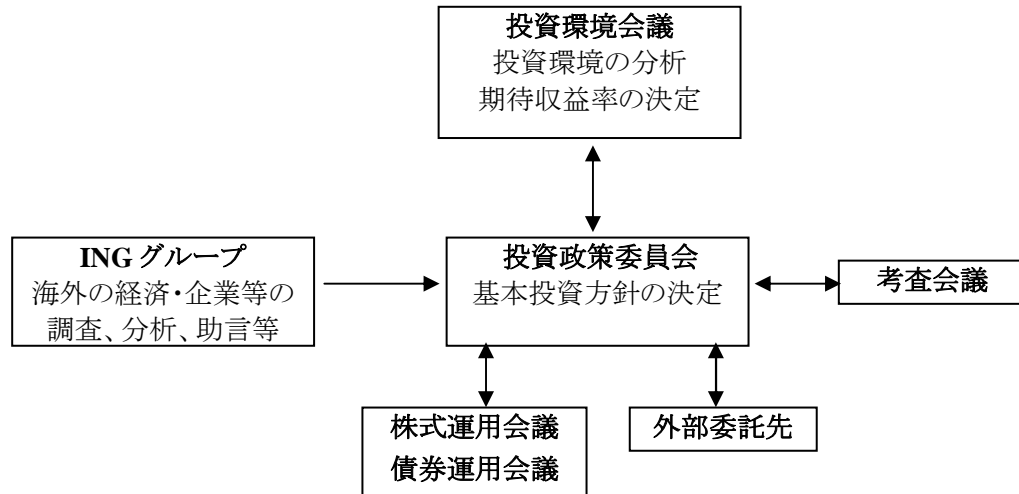
取締役の任期は、就任後 2 年以内の最初の決算期に関する株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。

取締役会はその決議により、取締役の中から 1 名以上の代表取締役を選任します。また、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができないときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたります。取締役の招集通知は 3 日前までに発送します。また取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務について決定します。取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成により採択されます。なお、取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べなかったときは、決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。

②運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第一種金融商品取引業を行っています。平成24年1月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	37	338,601
合計	37	338,601

3 委託会社等の経理状況

(1) 委託会社であるアイエヌジー投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第 2 条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

(2) 法令の規定に基づき、委託会社の前事業年度及び当事業年度の財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

また、第 13 期事業年度に係る中間会計期間(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)の中間財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。


独立監査人の監査報告書


平成22年6月21日

アイエヌジー投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村直季 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴨下裕嗣 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年6月23日

アイエヌジー投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

松村 直季 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鴨下 裕嗣 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1)貸借対照表

期別 科目	第11期 (平成22年3月31日)			第12期 (平成23年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金・預金		1,559,557			1,792,526	
立替金		323			331	
未収委託者報酬		346,349			356,294	
未収投資顧問料		351,538			—	
未収運用受託報酬		—			282,470	
未収投資助言報酬		—			6,070	
その他の未収収益		—			129,664	
未収入金		3,889			—	
未収還付法人税等		70,118			—	
未収消費税等		3,837			—	
前払費用		27,781			24,614	
繰延税金資産		28,494			32,111	
流動資産計		2,391,888	94.2		2,624,085	95.7
固定資産						
有形固定資産 ※1		67,566			48,147	
建物附属設備	43,640			34,376		
器具備品	21,916			12,765		
リース資産	2,009			1,004		
無形固定資産		8,474			5,066	
ソフトウェア	8,474			5,066		
投資その他の資産		70,676			64,786	
長期差入保証金	70,676			64,786		
固定資産計		146,717	5.8		118,000	4.3
資産合計		2,538,606	100.0		2,742,086	100.0

期別	第11期 (平成22年3月31日)			第12期 (平成23年3月31日)		
	科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
未払手数料		153,719			158,143	
未払投資顧問料		48,154			38,667	
未払金		70,481			68,953	
未払費用		36,007			14,616	
リース債務		1,479			1,598	
未払法人税等		9,234			97,195	
未払消費税等		—			20,661	
預り金		40,218			49,851	
賞与引当金		19,670			33,880	
役員賞与引当金		2,650			10,115	
訴訟和解損失引当金		15,000			2,700	
流動負債計		396,617	15.6		496,383	18.1
固定負債						
リース債務		3,210			1,777	
長期賞与引当金		—			5,754	
役員長期賞与引当金		—			10,323	
退職給付引当金		182,962			239,242	
役員退職慰労引当金		17,352			29,854	
固定負債計		203,524	8.0		286,952	10.5
負債合計		600,141	23.6		783,335	28.6
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(純資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本						
資本金		480,000	18.9		480,000	17.5
資本剰余金						
資本準備金	1,390,000			1,390,000		
資本剰余金計		1,390,000	54.8		1,390,000	50.7
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	68,464			88,750		
利益剰余金計		68,464	2.7		88,750	3.2
株主資本合計		1,938,464	76.4		1,958,750	71.4
純資産合計		1,938,464	76.4		1,958,750	71.4
負債純資産合計		2,538,606	100.0		2,742,086	100.0

(2) 損益計算書

	第11期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)			第12期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬	1,038,529			1,048,019		
投資顧問料	1,016,743			—		
運用受託報酬	—			1,183,767		
投資助言報酬	—			22,628		
その他営業収益	95,387			206,845		
営業収益計		2,150,660	100.0		2,461,260	100.0
営業費用						
支払手数料		414,051			445,868	
支払投資顧問料		211,777			158,336	
広告宣伝費		9,446			10,405	
調査費		115,947			128,083	
調査費	115,372			127,309		
図書費	575			774		
委託計算費		63,566			61,663	
業務委託費		6,157			6,337	
営業雑経費		28,205			29,536	
通信費	5,753			4,717		
印刷費	10,473			15,240		
協会費	6,561			5,502		
諸会費	1,223			1,054		
その他営業費用	4,193			3,020		
営業費用計		849,153	39.5		840,231	34.1
一般管理費						
給料		722,351			807,708	
役員報酬 ※1	84,008			61,491		
給料・手当	542,248			572,041		
賞与	14,922			90,697		
賞与引当金繰入額	67,920			39,634		
役員賞与	10,600			23,403		
役員賞与引当金繰入額	2,650			20,439		
福利厚生費		96,725			111,316	
交際費		2,147			1,912	
寄付金		2,826			2,700	
旅費交通費		10,400			9,748	
租税公課		11,709			13,143	
不動産賃借料		95,308			88,841	
退職給付費用		79,480			68,670	

	第11期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)			第12期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
役員退職慰労引当金繰入額		12,179			12,502	
固定資産減価償却費		36,050			22,638	
経営指導料		194,212			289,993	
監査費用		12,370			18,707	
諸経費		87,015			70,329	
一般管理費計		1,362,778	63.4		1,518,212	61.7
営業利益又は営業損失 (△)		△61,271	△2.8		102,816	4.2
営業外収益						
受取利息	510			437		
受取配当金	99			112		
為替換算益	112			—		
還付加算金	38			1,807		
営業外収益計		760	0.0		2,357	0.1
営業外費用						
支払利息	143			105		
為替換算差損	—			3,954		
賃料違約金	19,200			—		
雑損失	11			362		
営業外費用計		19,355	0.9		4,423	0.2
経常利益又は経常損失 (△)		△79,866	△3.7		100,750	4.1
特別利益						
前期損益修正益	4,390			—		
訴訟和解損失引当金戻入額	—			12,300		
特別利益計		4,390	0.2		12,300	0.5
特別損失						
前期損益修正損	854			1,620		
固定資産除却損	—			187		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—			2,278		
特別損失計		854	0.0		4,086	0.2
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		△76,330	△3.5		108,964	4.4
法人税、住民税及び事業税		2,290	0.1		92,371	3.8
過年度法人税等還付金		△10,423	△0.5		△76	△0.0
法人税等調整額		7,901	0.4		△3,617	△0.1
当期純利益又は当期純損失 (△)		△76,098	△3.5		20,286	0.8

(3)株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第11期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第12期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	480,000	480,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	480,000	480,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,390,000	1,390,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,390,000	1,390,000
資本剰余金合計		
前期末残高	1,390,000	1,390,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,390,000	1,390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	144,563	68,464
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	△76,098	20,286
当期変動額合計	△76,098	20,286
当期末残高	68,464	88,750
利益剰余金合計		
前期末残高	144,563	68,464
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	△76,098	20,286
当期変動額合計	△76,098	20,286
当期末残高	68,464	88,750
株主資本合計		
前期末残高	2,014,563	1,938,464
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	△76,098	20,286
当期変動額合計	△76,098	20,286
当期末残高	1,938,464	1,958,750

(単位：千円)

	第11期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	第12期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
純資産合計		
前期末残高	2,014,563	1,938,464
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	△76,098	20,286
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—
当期変動額合計	△76,098	20,286
当期末残高	1,938,464	1,958,750

項目	期別 第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(3) 訴訟和解損失引当金 係争中の訴訟に係る和解金の支払に備えるため、その経過等の状況に基づく見込額を計上しております。</p> <p>(4) 長期賞与引当金 _____</p> <p>(5) 役員長期賞与引当金 _____</p> <p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指計（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。</p> <p>(7) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>(3) 訴訟和解損失引当金 同左</p> <p>(4) 長期賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。</p> <p>(5) 役員長期賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。</p> <p>(6) 退職給付引当金 同左</p> <p>(7) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

<p>第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>第12期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>_____</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p>第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>第12期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>_____</p>	<p>(貸借対照表関係) 前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から「未収運用受託報酬」と「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。 (損益計算書関係) 前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と「投資助言報酬」に分けて表示しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第11期 (平成22年3月31日現在)	第12期 (平成23年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 29,320千円 器具備品 44,670千円 リース資産 5,409千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 38,584千円 器具備品 52,883千円 リース資産 6,414千円

(損益計算書関係)

第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
_____	_____

(株主資本等変動計算書関係)

第11期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	9,350	—	—	9,350

第12期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	9,350	—	—	9,350

(リース取引関係)

第11期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第12期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 ① 有形固定資産 総務部が主管するコピー機及びファックスであります。 (2) リース資産の減価償却の方法 財務諸表作成の為の基本となる会計方針 「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。	同左

(金融商品に関する注記)

前事業年度末(平成 22 年 3 月 31 日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 平成 20 年 3 月 10 日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 平成 20 年 3 月 10 日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達を行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収投資顧問料の基礎となる預かり資産は、投資顧問業法に基づき受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収投資顧問料は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長 6 ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

平成 22 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注 2) 参照)

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金・預金	1,559,557	1,559,557	-
(2) 未収委託者報酬	346,349	346,349	-
(3) 未収投資顧問料	351,538	351,538	-
(4) 未払手数料	(153,719)	(153,719)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、ならびに(3) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価格によっております。

(4) 未払手数料

未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価格によっております。

(注 2) 長期差入保証金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注 3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	1,559,557	—
(2) 未収委託者報酬	346,349	—
(3) 未収投資顧問料	351,538	—
合計	2,257,444	—

当事業年度末(平成 23 年 3 月 31 日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達を行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、投資顧問業法に基づき受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長 6 ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金・預金	1,792,526	1,792,526	—
(2) 未収委託者報酬	356,294	356,294	—
(3) 未収運用受託報酬	282,470	282,470	—
(4) その他未収収益	129,664	129,664	—
(5) 未払手数料	(158,143)	(158,143)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価格によっております。

(5) 未払手数料

未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価格によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	1,792,526	—
(2) 未収委託者報酬	356,294	—
(3) 未収運用受託報酬	282,470	—
(4) その他未収収益	129,664	—
合計	2,560,957	—

(退職給付関係)

第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>1. 当社の退職給付制度 当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在） 退職金規程等にもとづく自己都合による期末要支給額を退職給付引当金として計上しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">退職給付費用 79,480千円</p>	<p>1. 当社の退職給付制度 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在） 同左</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">退職給付費用 68,670千円</p>

(税効果関係)

第11期 (平成22年3月31日現在)	第12期 (平成23年3月31日現在)																																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">9,082千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">83,257</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">11,123</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">2,825</td></tr> <tr><td>賃料違約金</td><td style="text-align: right;">13,020</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">9,816</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">495</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">129,621</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△101,127</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">28,494</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 3px double black;">28,494</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>当期純損失を計上しているため記載しておりません</p>	賞与引当金	9,082千円	退職給付引当金	83,257	未払費用	11,123	未払事業税	2,825	賃料違約金	13,020	繰越欠損金	9,816	その他	495	繰延税金資産小計	129,621	評価性引当額	△101,127	繰延税金資産合計	28,494	繰延税金資産の純額	28,494	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">13,786千円</td></tr> <tr><td>長期賞与引当金</td><td style="text-align: right;">2,341</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">97,347</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">12,147</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">9,881</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">9,542</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">1,410</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">140</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">146,597</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△114,486</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32,111</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 3px double black;">32,111</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">(%)</td></tr> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当金の増加</td><td style="text-align: right;">12.3</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">18.4</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">2.1</td></tr> <tr><td>前期確定申告差異</td><td style="text-align: right;">1.9</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">6.0</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">81.4</td></tr> </table>	賞与引当金	13,786千円	長期賞与引当金	2,341	退職給付引当金	97,347	役員退職慰労引当金	12,147	未払費用	9,881	未払事業税	9,542	資産除去債務	1,410	その他	140	繰延税金資産小計	146,597	評価性引当額	△114,486	繰延税金資産合計	32,111	繰延税金資産の純額	32,111		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		評価性引当金の増加	12.3	交際費等永久に損金に算入されない項目	18.4	住民税均等割	2.1	前期確定申告差異	1.9	その他	6.0	税効果会計適用後の法人税等の負担率	81.4
賞与引当金	9,082千円																																																																
退職給付引当金	83,257																																																																
未払費用	11,123																																																																
未払事業税	2,825																																																																
賃料違約金	13,020																																																																
繰越欠損金	9,816																																																																
その他	495																																																																
繰延税金資産小計	129,621																																																																
評価性引当額	△101,127																																																																
繰延税金資産合計	28,494																																																																
繰延税金資産の純額	28,494																																																																
賞与引当金	13,786千円																																																																
長期賞与引当金	2,341																																																																
退職給付引当金	97,347																																																																
役員退職慰労引当金	12,147																																																																
未払費用	9,881																																																																
未払事業税	9,542																																																																
資産除去債務	1,410																																																																
その他	140																																																																
繰延税金資産小計	146,597																																																																
評価性引当額	△114,486																																																																
繰延税金資産合計	32,111																																																																
繰延税金資産の純額	32,111																																																																
	(%)																																																																
法定実効税率	40.7																																																																
(調整)																																																																	
評価性引当金の増加	12.3																																																																
交際費等永久に損金に算入されない項目	18.4																																																																
住民税均等割	2.1																																																																
前期確定申告差異	1.9																																																																
その他	6.0																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	81.4																																																																

(資産除去債務関係)

第11期 (平成22年3月31日現在)	第12期 (平成23年3月31日現在)
—————	記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

前事業年度(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

【セグメント情報】

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日)

【セグメント情報】

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	アジア	欧州	米州	合計
1,020,253	60,712	290,318	41,956	1,413,240

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬 1,048,019 千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	837,477	資産運用業

(注)なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 17 号 平成 21 年 3 月 27 日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 20 号 平成 20 年 3 月 21 日)を適用しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア ジア パシフィック ク リミテッド	香港	650,343千 香港ドル	金融業	なし	なし	経営 指導	経営指導 料の支払	194,212	未払 費用	23,426
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー イン ベストメント マネジメント ア ジア パシフィック ク リミテッド	香港	71,866千 香港ドル	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	投資顧問 料及び業 務委託料 の支払	140,262	未払 費用	32,464
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー フ アンド マネージ メント	オランダ、 ハーグ	193千 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	投資 顧問	投資顧問 料の受取	52,335	未収 入金	11,566
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ク ラリオン リアル エステート セキ ュリティーズ	米国、ペンシ ルバニア州、 ラドノール	64,469千 米ドル	不動産 投資業	なし	なし	業務 受託	業務受託 報酬の受 取	42,168	未収 入金	36,288
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー生命 保険 (株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	投資顧問 料の受取	479,561	未収 入金	86,666
							販売 手数料	販売手 数料の支 払	—	未払 手数料	136,078

(注)(1)上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 経営指導料の支払については当社との間で締結された経営指導委託契約に基づいて支払われております。
3. 運用委託料の支払については当社との間で締結された運用再委託契約に基づき計算しております。
4. 業務委託に関する手数料の支払については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。
5. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ING Groep N.V. (アムステルダム証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

ING Verzekeringen N.V. (非上場)

ING Insurance International B.V. (非上場)

当事業年度(自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア ジア パシフィッ ク リミテッド	香港	650,343千 香港ドル	金融業	なし	なし	経営 指導	経営指導 料の支払	289,993	未払 費用	15,125
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー イン ベストメント マネジメント ア ジア パシフィッ ク リミテッド	香港	71,866千 香港ドル	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	運用受託 報酬及び 業務委託 料の支払	105,956	未払 費用	25,378
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア セット マネジメ ント	オランダ、 ハーグ	11,375 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	127,016	未収 入金	109,169
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー生命 保険(株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬の受 取	837,477	未収 入金	155,285
							販売 手数料	販売手 数料の支 払	—	未払 手数料	130,476

(注)(1)上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 経営指導料の支払については当社との間で締結された経営指導委託契約に基づいて支払われております。
3. 運用委託料の支払については当社との間で締結された運用再委託契約に基づき計算しております。
4. 業務委託に関する手数料の支払については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。
5. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ING Groep N.V. (アムステルダム証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

ING Verzekeringen N.V. (非上場)

ING Investment Management Holdings N.V. (非上場)

ING Investment Management(Asia Pacific) B.V. (非上場)

(一株当たり情報)

第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第12期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																					
1株当たり純資産額	207,322円42銭	1株当たり純資産額	209,492円08銭																				
1株当たり当期純損失金額	8,138円90銭	1株当たり当期純利益金額	2,169円65銭																				
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純損失(千円)</td> <td>△76,098</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>普通株式にかかる当期純損失(千円)</td> <td>△76,098</td> </tr> <tr> <td>期中平均株式数(株)</td> <td>9,350</td> </tr> </tbody> </table>		第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当期純損失(千円)	△76,098	普通株主に帰属しない金額	—	普通株式にかかる当期純損失(千円)	△76,098	期中平均株式数(株)	9,350	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第12期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益(千円)</td> <td>20,286</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>普通株式にかかる当期純利益(千円)</td> <td>20,286</td> </tr> <tr> <td>期中平均株式数(株)</td> <td>9,350</td> </tr> </tbody> </table>		第12期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当期純利益(千円)	20,286	普通株主に帰属しない金額	—	普通株式にかかる当期純利益(千円)	20,286	期中平均株式数(株)	9,350
第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																							
当期純損失(千円)	△76,098																						
普通株主に帰属しない金額	—																						
普通株式にかかる当期純損失(千円)	△76,098																						
期中平均株式数(株)	9,350																						
第12期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																							
当期純利益(千円)	20,286																						
普通株主に帰属しない金額	—																						
普通株式にかかる当期純利益(千円)	20,286																						
期中平均株式数(株)	9,350																						

(重要な後発事象)

第11期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第12期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月7日

アイエヌジー投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

松村 直季



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鴨下 裕嗣



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第13期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)					
資産の部			負債の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
		%			%
流動資産			流動負債		
現金・預金	1,874,449		未払手数料	34,051	
立替金	310		未払投資顧問料	49,440	
未収委託者報酬	228,769		未払金	62,433	
未収運用受託報酬	232,714		未払費用	5,977	
未収投資助言報酬	7,094		リース債務	1,618	
その他の未収収益	107,755		未払法人税等	59,145	
未収入金	2,441		未払消費税等	5,823	
前払費用	31,486		預り金	18,387	
繰延税金資産	40,129		賞与引当金	79,363	
流動資産合計	2,525,150	95.8	役員賞与引当金	18,121	
固定資産			流動負債合計	334,361	12.7
有形固定資産 ※1	43,591		固定負債		
無形固定資産	4,107		リース債務	962	
投資その他の資産	64,192		役員長期賞与引当金	8,609	
長期差入保証金	64,192		退職給付引当金	277,553	
固定資産合計	111,891	4.2	役員退職慰労引当金	35,903	
			固定負債合計	323,029	12.2
			負債合計	657,390	24.9
			純資産の部		
			科目	金額	構成比
					%
			株主資本		
			資本金	480,000	18.2
			資本剰余金	1,390,000	52.7
			資本準備金	1,390,000	
			利益剰余金	109,650	4.2
			その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金	109,650	
			株主資本合計	1,979,650	75.1
			純資産合計	1,979,650	75.1
資産合計	2,637,041	100.0	負債純資産合計	2,637,041	100.0

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第13期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	480,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	480,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,390,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	1,390,000
資本剰余金合計	
当期首残高	1,390,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	1,390,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	88,750
当中間期変動額	
中間純利益	20,899
当中間期変動額合計	20,899
当中間期末残高	109,650
利益剰余金合計	
当期首残高	88,750
当中間期変動額	
中間純利益	20,899
当中間期変動額合計	20,899
当中間期末残高	109,650
株主資本合計	
当期首残高	1,958,750
当中間期変動額	
中間純利益	20,899
当中間期変動額合計	20,899
当中間期末残高	1,979,650
純資産合計	
当期首残高	1,958,750
当中間期変動額	
中間純利益	20,899
株主資本以外の項目の	
当中間期変動額（純額）	—
当中間期変動額合計	20,899
当中間期末残高	1,979,650

重要な会計方針

項 目	第13期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)				
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>(イ) リース資産以外の有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="667 459 1013 533"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2～8年</td> </tr> </table> <p>(ロ) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	建物附属設備	15年	器具備品	2～8年
建物附属設備	15年				
器具備品	2～8年				
2 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(3) 役員長期賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指計（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職金規程等に基づく中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）等により計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>				
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>(1) 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>				
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税の会計処理は税抜処理によっております。</p>				

追加情報

第13期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第13期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	42,128千円
器具備品	55,655千円

(中間損益計算書関係)

第13期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	6,567千円
無形固定資産	1,475千円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
訴訟和解損失引当金戻入額	900千円
受取利息	159千円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	9,669千円
※4 特別損失のうち主要なもの	
調停和解金	2,500千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第13期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期末株式数(株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

(リース取引関係)

第13期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1	所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1)	リース資産の内容
①	有形固定資産 総務部が主管するコピー機及びファックスであります。
(2)	リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

第13期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)			
金融商品の時価等に関する事項			
平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)参照)			
(単位：千円)			
	中間貸借対照表計上額 (*)	時価	差額
(1) 現金・預金	1,874,449	1,874,449	—
(2) 未収委託者報酬	228,769	228,769	—
(3) 未収運用受託報酬	232,714	232,714	—
(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項			
(1) 現金・預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。			
(注2) 長期差入保証金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローと見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。			

(資産除去債務関係)

第13期中間会計期間末
(平成23年9月30日現在)

記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

第13期中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(セグメント情報)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	アジア	欧州	米州	合計
409,264	34,192	227,967	8,424	679,849

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬363,454千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	343,127	資産運用業
アイエヌジー アセット マネジメント ビー・ヴィ	140,024	資産運用業

(注) なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(一株当たり情報)

第13期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	211,727円37銭
1株当たり中間純利益金額	2,235円29銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第13期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
中間純利益(千円)	20,899
普通株主に帰属しない金額	—
普通株主に係る当期純利益(千円)	20,899
期中平均株式数(株)	9,350

(重要な後発事象)

第13期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
該当事項はありません。	

4 利害関係人との取引制限

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の利用の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 その他

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実あるいは訴訟はありません。

追加型証券投資信託
ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンド
(愛称:世界のこだわり)

約款

アイエヌジー投信株式会社

運用の基本方針

約款第 24 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主に ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンドへの投資を通じて、主として世界的に有名なプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業[※]の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※プレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業とは、世界的に伝統がある高級ブランド商品およびサービスを提供する企業と、通常より高い価格でも購入することをいとわないワンランク・アップの商品およびサービスを提供する企業を言います。(以下同じ。)

2. 運用方法

(1) 投資対象

ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を含めた世界各国の株式ならびに日本を含めたOECD各国の国債等、政府関係機関等が発行する債券および社債などの債券に直接、または委託者の設定するマザーファンドの受益証券を通じて間接的に投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に世界的に有名なプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指してポートフォリオを構成します。
- ② 株式への実質的な投資割合は高位に維持します。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 世界的に伝統がある高級ブランド商品およびサービスを提供する企業と、通常より高い価格でも購入することをいとわないワンランク・アップの商品およびサービスを提供する企業を投資適格銘柄として選定します。
- ⑤ 外貨建資産にかかる為替リスクについては原則としてヘッジしません。
- ⑥ ベンチマークは設定いたしません。
- ⑦ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質的な投資には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ マザー信託を除く投資信託証券への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質的な投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託

ING・プレステージ&ラグジュアリー・ファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、アイエヌジー投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいい、以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、1,216,543,808円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第56条第1項および第7項、または第61条第2項による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,216,543,808口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第34条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第36条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 取扱金融機関等は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、取扱金融機関等が委託者の承認を得てそれぞれ定める申込単位をもって、取得の申込みに応ずることができるものとします。この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と取扱金融機関等が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日が別に定める現地の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定す

る外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)および銀行の休業日と同日の場合には、追加信託の申込みを受付けないものとします。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、委託者、取扱金融機関等がそれぞれ別に定めることとします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第46条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用に資するため委託者が必要と認めるとき、または証券取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条の2 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 (削除)

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第 18 条 (削除)

第 19 条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第 20 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 28 条、第 29 条、第 30 条および第 31 条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 5 号に掲げるもの
 - ニ. 約束手形
 - ホ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 2 号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - ロ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 21 条 委託者は、信託金を、主としてアイエヌジー投信株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド受益証券(以下「親投資信託」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ。)

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)、第37条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条および第21条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- ② 前項の取扱いは、第27条から第34条まで、第36条、第41条、第42条、第44条における委託者の指図による取引についても同様とします。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に

違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止することができます。

(信託財産相互間取引等)

第 23 条 委託者は、信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引を行うことを受託者に指図することができます。ただし、当該取引が法令上認められない場合はこの限りではありません。

(運用の基本方針)

第 24 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 25 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額および親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額および親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額および親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株式について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社

債の新株予約権に限りませぬ。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとしませぬ。(以下同じ。)

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(各種派生商品の店頭取引の運用指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、次の各号に掲げる取引(以

下、本条において店頭取引といいますが。)を行うことの指図をすることができます。

1. 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 2. 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 3. 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 4. 店頭金融先物取引(金融商品取引法第2条第22項に規定する取引をいいます。以下同じ。)
- ② 店頭取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 店頭取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第32条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

第33条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第34条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図ができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建価値証券への投資制限)

第 35 条 外貨建価値証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第 36 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図についてはこの限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 37 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと。
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること。
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 38 条 (削除)

(混蔵寄託)

第 39 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 40 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする

こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 41 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 42 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 43 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(資金の借入れ)

第 44 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%をこえないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(受託者による資金の立替え)

第 45 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との間の協議によりそのつど別

にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 46 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 8 日から 12 月 7 日まで、および 12 月 8 日から翌年 6 月 7 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 期の計算期間は平成 18 年 11 月 30 日から平成 19 年 6 月 7 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 47 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 48 条 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)等の信託事務に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第 49 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 46 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 50 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 51 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 52 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 52 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 52 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合、委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金(第 55 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 55 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

- ⑧ <削除>

- ⑨ <削除>

第 53 条 (削除)

(収益分配金および償還金の時効)

第 54 条 受益者が、収益分配金については第 52 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 50 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 55 条 受益者(取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位、別に定める契約にかかる受益権については 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める現地の証券取引所および銀行の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となるのが確実なこの信託の受益証券をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 56 条 委託者は、信託期間中、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
2. やむを得ない事情が発生したとき
3. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が 10 億口を下回ることとなったとき
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている

場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- ⑦ 委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - 1. 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - 2. 委託者が監督官庁より登録の取消をうけたとき
 - 3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき
- ⑧ 委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第 2 項の規定にしたがいます。ただし、前項第 1 号および第 2 号により解約するときは、第 2 項ただし書きの適用はないものとします。

(信託約款の変更)

- 第 57 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 1 項から第 5 項の規定にしたがいます。

(反対者の買取請求権)

- 第 58 条 第 56 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 56 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ② 前項の請求の取扱いは、委託者および受託者の協議にて定めた手続きにより行うものとします。

(委託者の業務引継)

- 第 59 条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 57 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 60 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 61 条 受託者は、委託者の承諾を得てその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背い

た場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 57 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(公告)

第 62 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 62 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 63 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条(受益証券の種類)から第 19 条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 30 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第 30 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 18 年 11 月 30 日

委託者	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 ニューオータニガーデンコート アイエヌジー 投 信 株 式 会 社 代表取締役社長 ディディエ・ドゥヴレース
受託者	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 取締役社長 上原 治也

I 別に定める現地の証券取引所および銀行

約款第 12 条第 2 項、第 55 条第 2 項の「別に定める現地の証券取引所および銀行」とは次のものとします。

アムステルダムの銀行

親投資信託
ING・プレステージ&ラグジュアリー・マザーファンド

運用の基本方針

信託約款第 16 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として世界的に有名なプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業[※]の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※プレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業とは、世界的に伝統がある高級ブランド商品およびサービスを提供する企業と、通常より高い価格でも購入することをいとわないワンランク・アップの商品およびサービスを提供する企業を言います。(以下同じ。)

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界的に有名なプレステージ&ラグジュアリー・ブランドの株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主に世界的に有名なプレステージ&ラグジュアリー・ブランド企業に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指してポートフォリオを構成します。
- ② 株式への投資割合は高位に維持します。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 世界的に伝統がある高級ブランド商品およびサービスを提供する企業と、通常より高い価格でも購入することをいとわないワンランク・アップの商品およびサービスを提供する企業を投資適格銘柄として選定します。
- ⑤ 外貨建資産にかかる為替リスクについては原則としてヘッジしません。
- ⑥ ベンチマークは設定いたしません。
- ⑦ 運用にあたっては、アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V. (ING Asset Management B.V.) に運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑧ 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質的な投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

